

「認定電気工事従事者」という資格をご存知ですか！

一般財団法人 電気工事技術講習センター

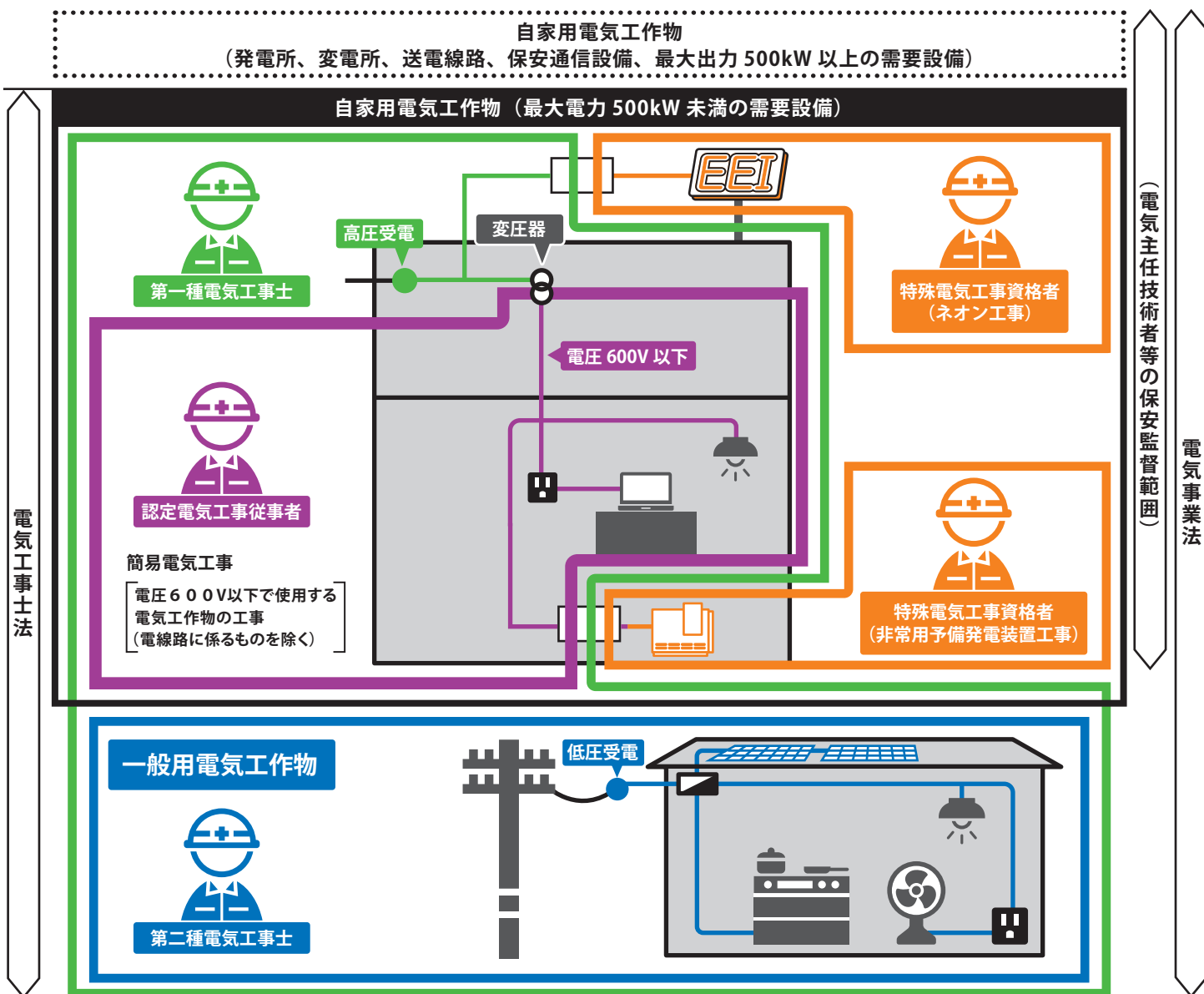


電気工事士法では、高圧で受電するビル等の最大電力500kW未満の需要設備を「自家用電気工作物」と定義しており、一般用電気工作物の電気工事を対象とした「第二種電気工事士」の資格のみでは、自家用電気工作物に係る電気工事（簡易電気工事）に従事することはできません。

「認定電気工事従事者」認定証の交付を受けた方は

自家用電気工作物に係る電気工事のうち、簡易電気工事「電圧600V以下で使用する電気工作物の工事（電線路に係るものを除く）」に従事することができます。（下図参照、電気工事士法第3条第4項）

電気工事士等の資格と従事できる工事範囲



「認定電気工事従事者」認定講習の受講対象者

①

第二種電気工事士の
免状交付を受けた方

②

電気主任技術者の
免状交付を受けた方

(注) 講習日前日までに免状が交付されていない場合は、認定講習を修了しても認定証は交付されませんので、ご注意ください。



「認定講習受講」を希望する方は、
当講習センターのホームページを
ご覧ください。

認定電気工事従事者認定講習



<https://www.eei.or.jp/approval/>

(注) 次の方は認定講習を受講しなくても、住所地を所管する産業保安監督部へ直接申請し、認定証の交付を受けることができます。

- ① 第一種電気工事士試験合格者
- ② 第二種電気工事士免状交付後、電気に関する工事の実務経験が3年以上ある方
- ③ 電気主任技術者免状交付後、電気工作物の工事、維持もしくは運用に関する実務経験が3年以上ある方

「認定電気工事従事者」認定証の交付申請先

当講習センターの「認定電気工事従事者」認定講習修了後、住所地を所管する産業保安監督部に必要な書類を添えて申請してください。産業保安監督部において、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると認定されると「認定電気工事従事者」認定証が交付されます。

※申請には、当講習センターが発行する、「認定電気工事従事者認定講習修了証」及び「認定電気工事従事者認定講習講師の資格証明書」が必要となります。

一般財団法人 電気工事技術講習センター

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2 6東洋海事ビル4階

TEL:03-3435-0897 <https://www.eei.or.jp/>